

御所市議会基本条例 逐条解説

【詳細解説版】

令和8年4月1日

御所市議会

前文

日本国憲法及び地方自治法に基づき、市民の選挙によって構成される議会は、市長と対等の立場で二代表制の一翼を担う独立した意思決定機関である。よって議会は、行政を追認するだけの組織ではなく、自ら政策を構想、提案し、審議及び監視を通じて市民福祉と公共の利益の実現を先導しなければならない。

御所市は、人口減少、少子高齢化、地域経済の変容、地域のつながりの希薄化など複合的課題に直面している。こうした時代にあって議会在が果たす責務は、かつてないほど重い。議会は、市民の信託に応え続けるため、自らの使命を絶えず問い直し、その機能と姿勢を刷新し続けなければならない。

そこで御所市議会は、市民に開かれた議会運営を実現するため、議員の責務、市民、行政との関係、政策形成、評価の手法、情報公開と説明責任、自己改革の仕組み等を包括的に定めるため、この条例を制定する。

私たちは、市民との対話と協働を議会の原点とし、全ての議員が公共的使命と高い倫理性を自覚して行動することを宣言する。また、市民参加の推進、広報・広聴体制の強化、熟議と合意形成を重視する議会文化の醸成に不断に取り組む。

議会は、単なる討議の場ではない。市民と共にまちの未来を構想し、言葉と意思で社会を動かす公共の舞台である。御所市議会は、多様な価値観を尊重し、誰もが誇りと希望をもって暮らせるまちを創るため、開かれた議会として説明責任を尽くし、常に自己を省みることをここに誓う。

【趣旨】

前文は、御所市議会基本条例全体の理念と方向性を示すものであり、条例の根本的な価値観を表現しています。二代表制における議会の立場を明確にし、御所市が直面する課題に応える議会の使命と責務を市民に宣言しています。

【解説】

1 二代表制における議会の役割

議会は、市長と並ぶ二代表制の一翼として、市民から直接選ばれた意思決定機関です。行政を追認するだけの存在ではなく、政策形成・審議・監視を通じて市民福祉と公共の利益を守る主体であることを明言しています。

2 御所市が直面する課題

人口減少、少子高齢化、地域経済の変容、地域のつながりの希薄化といった現代的課題を具体的に挙げ、こうした状況において議会在が担う役割の重要性を強調しています。議会は市民の信託に応えるため、自らのあり方を常に問い直す姿勢を持つことが求められます。

3 条例制定の目的

議会運営を市民に開かれたものとするため、議員の責務、議会と市民・行政の関係、

政策形成、評価、情報公開、説明責任、自己改革の仕組みなどを包括的に定めることを目的としています。

4 議会の理念と宣言

市民との対話と協働を原点とし、議員の高い倫理性、説明責任、市民参加、熟議と合意形成を重視する姿勢を宣言しています。また、議会を「公共の舞台」と位置付け、社会を動かす主体としての自覚を表明しています。

前文は、御所市議会が市民に対して「どのような議会でありたいのか」を明確にした宣言文です。議会の自己改革と市民参加を軸に、信頼される議会を築いていく姿勢を表しています。

第1章 総則

1. 目的

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二代表制における合議制の意思決定機関である御所市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議会の議員（以下「議員」という。）に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託と信頼に応え、市民全体の福祉の向上と公正で持続可能な市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条文は、御所市議会基本条例が何のために制定されているのかを明らかにするものです。議会と議員が果たすべき役割や基本的な姿勢を示すことで、市民の信頼に応え、公正で持続可能な市政の実現を目指すという目的を定めています。

【解説】

御所市議会は、市民の代表として意思決定を行う「合議制の機関」であり、同時に市長と並ぶ二代表制の一翼を担っています。この第1条では、議会の基本的な立場を確認し、条例の全体的な方向性を示しています。具体的には、以下の点が強調されています。

1 地方自治の本旨

地方自治法の理念に基づき、市民自らが地域のことを決める「自治」を議会の役割の基本に置いていることを明らかにしています。

2 二代表制の中での役割

市民が直接選んだ市長と議会が、それぞれ独立して市政運営に責任を負う制度を前提としています。その中で議会は「市民全体の意思を合議によって形成する機関」であることを明確にしています。

3 市民への責任

議会と議員が、市民からの負託（信頼して任されること）に応え、市民全体の福祉を高める役割を担うことを目的としています。

4 公正で持続可能な市政への貢献

議会は短期的な課題解決にとどまらず、将来の世代も見据えた持続可能なまちづくりに貢献する存在であることを示しています。

本条は「御所市議会は、市民とともに歩み、市民全体の幸福と持続可能な市政を実現するための最高規範である」という条例全体の出発点を示しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

2. 議会の活動原則

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれたクリーンな議会を目指すこと。
- (2) 市民視点を重視した意思決定、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市民に対する説明責任を果たすとともに、情報公開及び情報共有（以下「情報公開等」という。）に努めること。
- (4) 主体的に政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に独自に取り組むこと。
- (5) 議会活動を継続的に検証し、不断の議会改革に取り組むこと。

【趣旨】

この条文は、御所市議会が市民の代表機関として活動する際に守るべき基本的な原則を示したものです。議会が公正で透明性のある意思決定を行い、市民の信頼に応えるための土台を定めています。

【解説】

議会は、市民にとって最も身近な「合議制の意思決定機関」であり、その信頼を確保するために次のような原則に基づいて活動します。

(1) 公平性・公正性・透明性の確保

議会は、市民全体の利益を最優先に考え、特定の団体や個人に偏らない公平な立場で活動します。審議の過程や判断が公正であること、さらにその内容が市民から見てもわかりやすく透明であることを重視し、「クリーンな議会」を目指します。

(2) 市民視点の意思決定・監視・評価

議会の判断は、市民の暮らしに直接関わります。そのため、市民目線を大切にしながら政策や予算の審議を行います。また、市長をはじめとする行政の活動をしっかりと監視し、その成果や課題を評価することで、市民に代わって行政のチェック役を果たします。

(3) 説明責任と情報公開・情報共有

議会の活動や判断について、市民に対して丁寧に説明することが求められます。議会だよりやインターネット配信などを通じて、積極的に情報を公開し、市民と議会が情

報を共有できる仕組みを整えます。

(4) 主体的な政策立案・提言

議会は行政からの提案を審査するだけでなく、市民の声や調査研究に基づいて独自に政策を立案し、提案することが期待されています。議員提案条例や決議、政策討議などを通じて、市の将来に向けた主体的な提案を行います。

(5) 不断の議会改革

社会や市民の意識が変化する中で、議会も常にその在り方を検証し続ける必要があります。市民との意見交換会などを通じて、活動の改善点を洗い出し、継続的な議会改革に取り組みます。

本条は、市民に開かれた議会をつくり、信頼される存在であり続けるための基本姿勢を定めたものであり、御所市議会の「行動指針」とも言えるものです。

3. 議員の活動原則

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であることを認識し、自由で活発な討議を重んじて合意形成に努めること。
- (2) 日常的に情報収集を行い、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映すること。
- (3) 不断の調査研究及び研修を行い、議員としての見識及び能力を磨くこと。
- (4) 特定の団体又は地域の立場にとどまらず、市民全体の利益を重視すること。

【趣旨】

この条文は、御所市議会の議員一人ひとりが活動する際に持つべき基本的な姿勢を示したものです。議会全体の活動原則（第2条）を受け、議員が市民代表として果たすべき責任と行動指針を明確にしています。

【解説】

議員は、市民の代表として議会に参加し、意思決定や政策提案を担う存在です。その責任を果たすため、以下の原則が定められています。

(1) 言論の府としての認識と自由闊達な討議

議会は「言論の府」と呼ばれ、さまざまな意見を持つ議員が公開の場で議論を重ね、最終的に合意形成を図る場です。議員は、他者の意見を尊重しつつ、自らの考えを堂々と述べ、自由で活発な討議を通じて合意形成に努めることが求められます。

(2) 市民の意見を反映するための日常的な情報収集

議員は、市民の声を議会に届ける役割を担っています。そのためには、日常的に市民から意見や要望を聞き取り、地域の課題や現場の実態を把握する必要があります。こうした情報収集をもとに、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させていくことが重視されます。

(3) 調査研究と研修による資質向上

複雑化する行政課題に対応するためには、議員自身が学び続ける姿勢が欠かせませ

ん。政策課題に関する調査研究、専門家との意見交換、各種研修への参加を通じて、知識や能力を高め、市民に信頼される議員となることが期待されます。

(4) 市民全体の利益を重視

議員は、特定の地域や団体の利益に偏るのではなく、市民全体の福祉の向上を第一に考えて行動しなければなりません。公平な視点から課題をとらえ、御所市全体の発展に資する判断を下すことが、市民から負託を受けた議員の責務です。

本条は、議員が日常の活動や議会での判断を行ううえでの「行動規範」となります。市民はこの原則を通じて、議員に求められる役割や責任を理解することができます。

4. 会派

第4条 議員は、同一の政策理念を有する他の議員と議会活動を行うため、会派を結成することができる。

【趣旨】

この条文は、議員が共通の政策理念を持つ仲間と集まり「会派」を結成できることを定めています。会派は、議会活動を行う上での基本単位となり、議員個々の意見を調整し、政策を具体化していく役割を担います。

【解説】

1 会派の意義

議会は多様な市民の意見を反映させるため、複数の議員で構成されています。その中で、考え方や政策理念を共有する議員同士がまとまって活動することで、効率的かつ効果的に議会活動を進めることができます。これが「会派」です。

2 議会活動における会派の役割

会派は、議会内での意思形成や政策立案において重要な役割を果たします。例えば、予算や条例の審議にあたり、会派内で議論を深めたうえで統一的な意見をまとめ、市民にわかりやすい形で議会に提示することが可能になります。

3 市民への説明責任

会派は単なる議員同士のグループではなく、市民に対して責任を負う存在です。議員個人だけでなく、会派としての政策方針や活動内容を市民に説明し、理解を得ながら議会活動を進めることが求められます。

御所市のように人口規模の比較的小さな自治体でも、会派は議会の円滑な運営に不可欠です。少人数であっても、共通の理念を持つ議員が力を合わせることで、政策の専門性や説得力を高め、市民の声を効果的に市政に反映できます。

5. 議長及び委員長の責務

第5条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに

に、委員会の品位を保持し、民主的かつ効率的な委員会運営を行わなければならない。

【趣旨】

この条文は、議長及び委員長が会議運営において果たすべき基本的な責務を定めています。議会又は委員会の代表的な立場にある者が、中立かつ公正に職務を遂行し、品位ある民主的で効率的な運営を行うことを明確にするものです。

【解説】

1 議長の責務（第1項）

議長は、議会の代表者として、本会議の運営や議会全体の秩序保持に責任を負います。その職務は、特定の立場に偏ることなく、中立かつ公正に行われなければなりません。また、議会の品位を保持し、民主的で効率的な議会運営を進めることが求められます。

2 委員長の責務（第2項）

委員長は、委員会における審査や調査が円滑に進むよう、委員会を代表して運営に当たります。議長と同様に、中立性・公正性を保ち、委員会の品位を損なわないよう配慮しながら、民主的で効率的な委員会運営を行う責務を負います。

本条は、議長及び委員長の職務姿勢を明文化することで、議会運営の公正性と信頼性を確保し、市民に開かれた議会を支える基盤となる規定です。

第3章 市民と議会との関係

6. 情報公開等及び市民参加の促進

第6条 議会は、市民に対する議会活動に関する情報公開等を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、情報公開等を通じて市民の自治意識の醸成及び市政への主体的参加を促進するものとする。

【趣旨】

この条文は、議会が市民に対して積極的に情報を公開・共有し、説明責任を果たすことを定めています。また、その取組を通じて、市民が自治への意識を高め、市政に主体的に参加できるようにすることを目的としています。

【解説】

1 情報公開と説明責任（第1項）

議会は市民から負託を受けた機関であり、その活動内容を市民に明らかにする義務があります。審議内容や議決結果をわかりやすい形で発信することは、市民の「知る権利」を保障するとともに、議会に対する信頼を高めることにつながります。例えば、

議会だよりやホームページ、インターネット中継、SNS など多様な手段を用いて、市民が議会の情報に容易にアクセスできる体制を整えることが重要です。

2 市民の自治意識と主体的参加（第2項）

議会は、情報を一方的に伝えるだけでなく、市民との双方向のやり取りを通じて、市民が市政を「自分ごと」として考えられる環境を整える役割を持っています。情報公開等を通じて、市民は市政の現状や課題を理解しやすくなり、意見交換会やパブリックコメントなどを通じて主体的に参加できるようになります。こうした参加は、議会にとっても市民の声を政策に反映させる貴重な機会となります。

人口減少や少子高齢化が進む御所市において、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、意見を表明することは特に重要です。本条は、議会と市民が「情報を共有しながら共に考える関係」を築くことを明文化し、議会の開かれた姿勢を示すものです。

7. 議決責任

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議案等の議決又は意思決定若しくは政策決定を行ったときは、市民に対して説明する責務を有する。

【趣旨】

この条文は、議会が議案等を議決し、又は意思決定若しくは政策決定を行った場合に、その判断について市民に説明する責務を有することを定めています。議会の決定が市政に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、議決に伴う説明責任を明確にするものです。

【解説】

1 議決責任の意義

議会は、市民から選ばれた議員によって構成される意思決定機関です。条例、予算、決算、契約その他の議案等について判断を行う以上、その結論に至った理由や審議の経過を市民に説明する責任があります。

2 意思決定・政策決定への説明責任

本条は、形式的な議決だけでなく、議会としての意思決定や政策決定についても説明責任を負うことを明らかにしています。これにより、議会は結果だけでなく、判断の根拠や論点を市民に示すことが求められます。

本条は、議会が市民の信託に基づいて決定を行う機関であることを踏まえ、決定後の説明責任を制度的に確認する重要な規定です。

8. 会議等の公開

第8条 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）を原則として公開する。

2 議会は、市民による議会活動の評価に資するよう、全ての議案に対する各議員の態度を公表するものとする。

【趣旨】

この条文は、議会の透明性を高め、市民に開かれた議会を実現するために、本会議や各種委員会を原則公開することを定めています。また、議員一人ひとりの議案に対する賛否を明らかにし、市民が議会活動を評価できるようにすることを目的としています。

【解説】

1 会議等の公開（第1項）

本会議や委員会は、市の意思決定に直結する重要な場です。原則公開とすることで、市民は傍聴やインターネット中継などを通じて議論の過程を知ることができ、議会の透明性が確保されます。ただし、個人情報の保護や市の利益を著しく害する可能性がある場合など、地方自治法で定められた「秘密会」とする例外は認められています。

2 議員の態度の公表（第2項）

市民は、議員がどの議案に賛成し、どの議案に反対したのかを知る権利があります。各議員の賛否を明らかにすることで、市民は議員の活動をより具体的に理解し、評価できるようになります。これは、次の選挙での判断材料にもつながります。各議員の態度を公表することにより、市民による議会活動の評価に資することを明確にしています。

市民にとって、議会是最も身近な意思決定機関であり、その活動が見えることが信頼の第一歩です。本条は、御所市議会が「閉ざされた議会」ではなく「市民に開かれた議会」を目指す姿勢を示すものであり、情報公開条例や議会だよりと並んで、市民との信頼関係を築く重要な柱となります。

9. 公聴会及び参考人制度

第9条 議会は、会議等の運営に当たり、公聴会及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会の審議や討議を充実させるために、市民や専門家の知見を活用する仕組みとして、公聴会及び参考人制度を積極的に用いることを定めています。議会がより幅広い視点や専門的な意見を取り入れることで、市民の意見を政策形成に反映させることを目的としています。

【解説】

1 参考人制度の活用

議会が条例や予算などの審議を行う際には、専門的な知識や経験が必要となる場合があります。参考人制度を活用すれば、学識経験者や関係団体の代表者などから直接意見を聞くことができ、よりの確な判断につなげることができます。

2 公聴会の活用

市民の声を直接反映させる仕組みとして、公聴会の開催が重要です。特に重要な政策

や市民生活に大きな影響を与える条例改正などの際に公聴会を開くことで、市民意見を議会の討議に取り込み、意思決定の正当性と納得感を高めることができます。

本条は、議会が「自分たちだけで決める」のではなく、市民や専門家の意見を積極的に取り入れて議論を深めるためのルールであり、御所市議会の開かれた議会づくりを象徴する規定といえます。

10. 請願及び陳情

第10条 議会は、請願及び陳情を提出者による政策提案と位置付け、これに誠実に対応するとともに、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

【趣旨】

この条文は、市民が議会に提出する請願や陳情を、単なる要望ではなく「政策提案」として位置付けることを明確にしています。議会は、市民の声を尊重し、真摯に受け止めて対応することを基本姿勢とするとともに、必要な場合には提出者から直接意見を聴く仕組みを整えることを定めています。

【解説】

1 請願・陳情の位置付け

請願や陳情は、市民が自らの意見や課題を議会に伝える大切な手段です。本条では、これらを「市民による政策提案」と捉えることで、議会が受動的に処理するものではなく、政策形成に資する重要な資料として積極的に活用する姿勢を示しています。

2 誠実な対応

請願や陳情は、市民の切実な声や地域課題を反映していることが多く、議会は形式的に扱うのではなく、真摯かつ丁寧に対応することが求められます。審査の過程では、内容を精査したうえで、必要に応じて議決や意見書提出など具体的な対応につなげることが想定されます。

3 意見を聴く機会

提出者が希望した場合や審査に特に必要と判断される場合には、委員会等で直接意見を聴く機会を設けることができます。これにより、提出趣旨の理解が深まり、よりの確な議論や政策判断が可能となります。

本条は、議会が市民の声を政策形成に取り込む「入口」としての役割を明確にしたものです。市民にとって、議会が自分たちの意見を真剣に扱う存在であることを示す、大変重要な規定といえます。

11. 意見交換会

第11条 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を少なくとも各年度につき1回開催するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由により開催が困難であると認められる場合は、この限りでない。

- 2 議会とは、意見交換会において得られた意見等を記録し、及び分析し、議員による検討を経て、政策立案等に反映させるものとする。
- 3 議会は、市民の意見を踏まえ、意見交換会の実施の方法及び頻度並びに意見交換会への市民参加のあり方について、継続的な改善に努めるものとする。
- 4 意見交換会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

この条文は、市民と議員が直接顔を合わせ、自由に意見交換を行う場を制度として保障するものです。議会が積極的に市民の声を聴き取り、それを政策に反映させることを目的としています。また、開催の方法や頻度の改善、市民参加の工夫を重ねていく姿勢を明示しています。

【解説】

- 1 意見交換会の開催（第1項）
議会は少なくとも各年度に1回以上、市民と議員が自由に意見をやりとりできる場を開く義務を負います。市民の声を直接聴くことは議会の責務であり、信頼される議会づくりにつながります。ただし、大規模災害、感染症の拡大などのやむを得ない事情で開催できない場合には例外が認められています。
- 2 意見の記録・分析と政策反映（第2項）
意見交換会で寄せられた市民の意見は、単なる感想として終わらせるのではなく、記録し、分析を行います。その上で、議員の検討を経て政策立案や提言に反映させることにより、市民の声が議会活動に生かされます。
- 3 継続的な改善（第3項）
市民が参加しやすいように、会場や開催時間の工夫、テーマ設定の改善など、方法や頻度を見直すことが求められています。市民の意見を常に踏まえて運営方法を進化させることで、より開かれた意見交換会が実現します。
- 4 必要事項の別規定（第4項）
具体的な実施方法（開催要領、記録の様式など）については、別に定めることとされています。これにより、柔軟かつ実効性のある運用が可能となります。

御所市のような規模の自治体では、市民一人ひとりの声が政策に直結する重みがあります。本条は、議会と市民が双方向に意見を交わす仕組みを制度的に保証し、議会が「市民とともに考える場」であることを明確にしています。

12. 議会広報の充実

- 第12条 議会は、市政に関する重要な情報を、議会独自の視点から常に市民に周知するよう努めるものとする。
- 2 議会は、情報通信技術の発達を踏まえ、多様な広報手段を活用して、市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会が市民に対して積極的に情報を伝える責務を定めたものです。市政や議会の動きをわかりやすく伝えることで、市民の理解と関心を高め、議会活動への参加を促進することを目的としています。

【解説】

1 議会独自の視点からの周知（第1項）

市政に関する情報は、市長部局からの発信だけでなく、議会が独自に分析・評価したうえで伝えることに意味があります。議会は「市民の代表」としての立場から、市民に必要な情報を整理し、わかりやすく周知する努力を求められます。

2 多様な広報手段の活用（第2項）

広報活動は従来の議会だよりや掲示だけでなく、インターネットやSNSなどのデジタル手段を積極的に取り入れることが重要です。これにより、幅広い世代に情報を届け、市民の議会や市政への関心を喚起することができます。

御所市のような比較的規模の小さい自治体では、市民が議会活動に接する機会は限られています。そのため、広報を充実させることは市民理解を深め、議会の透明性や信頼性を高めるために不可欠です。本条は、議会が積極的に情報発信を行い、市民と議会をつなぐ「架け橋」として機能することを明文化したものです。

13. 広報広聴委員会

第13条 議会は、広報機能及び広聴機能の充実を図るため、全議員で構成する**広報広聴委員会**を設置する。

2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】

この条文は、議会の広報機能及び広聴機能を充実させるため、全議員で構成する**広報広聴委員会**を設置することを定めています。議会から市民への情報発信と、市民の声を議会活動に生かす仕組みを一体的に整えることを目的としています。

【解説】

1 広報機能の充実（第1項）

議会の活動や審議内容を市民に分かりやすく伝えることは、開かれた議会を実現するために不可欠です。広報広聴委員会は、議会だより、ホームページ、インターネット配信など、多様な手段を通じた情報発信を担う組織として位置付けられます。

2 広聴機能の充実（第1項）

議会は、市民の意見や課題を受け止め、それを議会活動や政策立案等につなげる必要があります。広報広聴委員会を全議員で構成することにより、市民との対話を議会全体の責務として共有することができます。

3 必要事項の別規定（第2項）

委員会の具体的な運営方法、役割分担、所掌事項などは、別に定めることとされています。これにより、実務に即した柔軟な運用が可能となります。

本条は、議会の情報発信と市民意見の把握を組織的に進めるための規定であり、市民との信頼関係を築くうえで重要な役割を持ちます。

第4章 議会と行政との関係

14. 議会及び議員と市長等との関係

第14条 議会は、二代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案等を通じて、公平かつ公正な市政の発展に取り組むものとする。

【趣旨】

この条文は、地方自治の根幹である「二代表制」における議会と市長等の関係を定めたものです。議会と市長はそれぞれ市民に直接選ばれた独立の機関であり、相互にけん制しながら市政を担う関係にあります。その中で議会は監視・評価の機能を果たすだけでなく、主体的に政策立案や提言も行うことで、公平で公正な市政を実現することを目的としています。

【解説】

1 二代表制の前提

地方自治体は、市長と議会がいずれも市民から直接選ばれる「二代表制」を採用しています。両者は対等で独立した立場を持ち、それぞれが市政を担います。そのため、議会は市長等に従属するのではなく、独自の役割を果たすことが求められます。

2 緊張ある関係の構築

議会と市長等は、互いに協力しつつも、必要な場面では意見を「緊張ある関係」でなければなりません。この健全な緊張関係こそが、市政の透明性と公正性を担保し、市民利益を守ることにつながります。

3 監視と評価の役割

議会は市民の代表として、市長等が行う事務執行を監視し、その妥当性や効果を評価します。予算執行や事業実施の適正をチェックすることは、市民の税金が正しく使われるための基本的な役割です。

4 政策立案・提言の機能

議会は行政を監視するだけでなく、市民の声をもとに独自の政策を立案し、市長等に提言する役割も担います。これにより、議会は「チェック機関」とどまらず、「政策形成機関」として市政の発展に寄与します。

本条は、御所市議会が「市長等をただ監視する存在」でも「追随する存在」でもなく、市民の代表として主体的に市政に関わる立場を明文化したものであり、地方自治における二元代表制の核心を示す規定です。

15. 議会審議における論点情報の形成

第15条 議会は、市長等が提案する計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における政策情報を整理し、当該政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 関係する法令、条例、規則等との整合性
- (7) 政策等の実施に係る財源措置
- (8) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

2 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会が市長等から提出された政策を単に賛否で判断するのではなく、十分な情報を引き出し整理することで、審議の質を高めることを目的としています。背景や経緯、市民参加の状況、財源や将来の効果とコストなどを明らかにすることで、政策の妥当性を検証し、市民にとって納得感のある意思決定を実現することを意図しています。

【解説】

1 説明を求める具体的事項（第1項）

本条は、議会が市長等に求めるべき説明事項を具体的に列挙しています。政策形成の背景、提案の経緯、市民参加の有無、他の地方公共団体との比較、総合計画上の位置付け、関係法令等との整合性、財源確保、将来的な効果とコストといった観点を整理することで、政策の全体像を明らかにすることができます。これにより、議会は形式的な審議にとどまらず、政策の質を向上させる実質的な議論を可能にします。

2 論点・争点の明確化（第2項）

議会審議においては、賛否を問うだけでなく、政策提案の「強み」と「弱み」、解決すべき「論点」や対立する「争点」を浮かび上がらせることが重要です。これにより、執行後に政策効果を評価する際の基準が明確になり、後の検証や改善につなげることができます。

御所市では、限られた財源で大型事業や複雑な政策課題に対応する必要があります。そのため、事前に十分な情報を引き出し、市民に説明できる審議を行うことは不可欠です。本条は、議会が「政策の質を高める主体」であることを明文化し、市民にとって納得性と透明性の高い議会運営を実現するための規定となっています。

16. 予算及び決算における政策説明

第16条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

【趣旨】

この条文は、予算や決算の審議を単なる数値の確認にとどめず、市民に理解できる形で政策の内容を検証することを目的としています。市長に対し、施策や事業ごとの説明を求めることで、議会が政策の妥当性や成果を適切に評価できるようにしています。

【解説】

1 予算審議における説明

予算は、市政の基本方針を具体化したものです。単なる金額の羅列ではなく、どの施策にどのような意図で予算を配分しているのかを、わかりやすく説明させることが求められます。議会はこの説明を通じて、予算が市民のニーズや総合計画に沿っているかを確認します。

2 決算審査における説明

決算は、予算がどのように執行されたかを検証する場です。施策や事業ごとに成果や課題を整理して説明を受けることで、議会は執行の妥当性を評価し、次年度以降の改善点を明らかにすることができます。

3 前条との関係

本条は第15条で定めた「論点情報の形成」を予算・決算審議に適用したものです。政策の背景や市民参加、財源措置、効果とコストなどを含めた説明を求めることで、議会の審議がより深まり、市民への説明責任も果たされます。

財政規模が限られる御所市においては、予算の重点化や事業の取捨選択が不可欠です。本条により、議会は「何に」「なぜ」「どのように」お金が使われたのかを明らかにさせ、市民に見える形で政策評価を行うことが可能になります。

17. 質問等

第17条 議員は、会議等において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の趣旨を明確にし、市政に関する論点を整理するよう努めるものとする。

2 質問等は、論点及び争点を明らかにするため、原則として一問一答方式により行うものとする。

3 市長等及びその職員は、議員に対して質問等の趣旨の明確化及び事実確認のため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

- 4 前項に規定する反問は、必要最小限の範囲において、簡潔に行わなければならない。
- 5 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等（以下「提案等」という。）に対し、当該提案等に関する審議の充実を図ることを目的として、反論することができる。

【趣旨】

この条文は、議会における質問のあり方を定め、市政に関する論点を明確にしながら効率的かつ実のある議論を行うことを目的としています。また、市長等に反問や反論の機会を与えることで、議論が一方通行にならず、政策の妥当性を多角的に検証できる仕組みを整えています。

【解説】

1 質問等の趣旨明確化（第1項）

議員が質問等を行う際には、その目的や趣旨を明確にすることが求められます。これにより、議論の焦点が整理され、市民にとっても論点が理解しやすくなります。

2 一問一答方式の原則（第2項）

従来の「一括質問・一括答弁」では論点が不明瞭になりやすいため、原則として一問ごとに答弁を受ける「一問一答方式」を定めています。これにより、論点や争点を明確にし、議論を深めることができます。

3 反問権（第3,4項）

市長等や職員も、質問の趣旨を確認したり事実関係を正確にするために、議長や委員長の許可を得て議員に反問できます。ただし、反問は必要最小限で簡潔に行うことが求められており、議論の妨げとならないよう配慮されています。

4 反論権（第5項）

市長等は、議員による条例提案や修正案、決議などに対して、議長や委員長の許可を得たうえで当該提案等に関する審議の充実を図ることを目的として反論できます。これにより、議員と執行部の間で対等な立場から意見を戦わせることが可能となり、二元代表制の下でバランスの取れた政策形成が行われます。

御所市のように重要な政策課題や大型事業を抱える自治体においては、議会での議論の質が市政の方向性を左右します。本条は、質問や答弁のやり取りを通じて論点を深掘りし、市民に見える形で政策を検証する仕組みを整えたものです。

18. 議決事項

第18条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、議会の意思形成を明確にするため、議会の議決すべき事項を条例により定めることができる。

【趣旨】

この条文は、議会が自らの権限を明確にし、市民に対して責任ある意思決定を行うために、「何を議決すべきか」を条例で定めることができるとしたものです。地方自治法の規定に基づき、法定されている議決事項に加え、必要に応じて議会が主体的に議決対象を拡大できる仕組みを示しています。

【解説】

1 法定の議決事項

地方自治法第96条第1項では、予算の決定、決算の認定、条例の制定改廃、重要な契約の締結、市有財産の処分など、議会が必ず議決しなければならない事項が定められています。

2 第96条第2項の趣旨

同条第2項は、これらの法定事項に加え、各自治体が条例で定めることによって、議決すべき事項を追加できると規定しています。つまり、地方の実情に応じて議会が「自ら決定すべき範囲」を広げることができるようにしています。

3 議会の意思形成を明確にする意義

議会が自ら議決事項を定めることで、市長等に一任するのではなく、市民の代表として意思を示す機会を増やすことができます。これにより、議会の役割が明確になり、市民への説明責任も強化されます。

御所市のように限られた資源で大型事業や公共施設整備を進める自治体では、重要な事業の判断を議会が主体的に行うことが不可欠です。本条は、議会が市政の重要課題に責任を持って関与するための根拠を示し、市民に開かれた意思形成を担保するものです。

19. 監視及び評価

第19条 議会は、市長等の事務の執行について、その適正性、公平性及び効率性を監視し、及び評価し、必要があると認めるときは、改善に向けた措置を講ずるよう促すものとする。

【趣旨】

この条文は、議会が市民の代表機関として、市長等による行政執行を監視し、その妥当性を評価する役割を明確に定めています。単なるチェックにとどまらず、改善を促すことによって、市政の質を高めることを目的としています。

【解説】

1 監視の意義

議会は、税金の使い道や事業の進め方が適正に行われているかを監視します。これは、市民の信託を受けている議会の最も重要な役割の一つであり、不適切な行政運営を防止する抑止力となります。

2 評価の視点

監視とともに、執行の成果や効果を評価することも求められます。その際には「適正

性（法令遵守や公正さ）」「公平性（市民への平等なサービス提供）」「効率性（限られた財源を有効に活用できているか）」といった観点を重視します。

3 改善を促す権能

単に問題点を指摘するだけでなく、改善に向けて市長等に具体的な措置を講じるよう促すことができる点が、本条の大きな特徴です。これにより、議会は「監視者」から一歩進んで「改善を促す主体」として機能することになります。

御所市は限られた財源の中で多くの行政課題に対応しており、行政の効率性や公平性を確保することは特に重要です。本条は、市民の視点から行政を検証し、必要に応じて改善を促すことを通じて、市政の信頼性を高める役割を担っています。

第5章 議会運営

20. 自由討議の保障

第20条 議長及び委員長は、議論が積極的に行われるように会議等を運営しなければならない。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由討議を必要に応じて行うことができる。

【趣旨】

この条文は、議会における議論の質を高め、市民に開かれた意思形成を実現するために、自由で活発な討議を保障することを目的としています。議長や委員長は、議論が活性化するように会議運営を行う責務を負い、必要に応じて自由討議の機会を設けることが定められています。

【解説】

1 積極的な議論の促進（第1項）

議長や委員長には、議会の議論が停滞せず、建設的かつ前向きに進むよう会議を運営する責任があります。議会は「言論の府」であり、議員同士が意見を交わし合うことで、市民の多様な意見を反映した意思決定が可能になります。

2 自由討議の実施（第2項）

自由討議とは、特定の議案の採決に直結しない形で、議員が自由に意見交換を行う場を指します。これにより、賛否の立場を超えて意見を共有し、論点を整理することができます。自由討議は、特に政策形成の初期段階や、複雑で幅広い論点を含む課題において有効です。

本条は、議会が「結論を急ぐ場」ではなく、「多様な意見を持ち寄り、合意形成を図る場」であることを明確にする規定であり、市民にとっても議会の開かれた姿勢を示す重要な条項です。

21. 議会の合意形成

第21条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、会議等において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議会が「言論の府」として、自由で活発な討議を基盤に合意形成を行うことを定めています。議員同士の対話を重視し、多様な意見を調整したうえで、市民に納得感のある意思決定を行うことを目的としています。

【解説】

1 言論の府としての認識（第1項）

議会は、対話と討議を通じて意思を形成する合議制の機関です。議員一人ひとりが自由に意見を述べることを尊重し、その議論を中心に議会運営を進めることが基本的姿勢として求められています。

2 合意形成の方法（第2項）

議会は、市長等や市民からの提案も含め、幅広い議案を審議します。その際、賛否の多数決で決することは最終手段であり、その前提として議員相互の十分な議論を尽くし、可能な限り合意に基づく結論を導く努力を行うことが大切です。これにより、決定の正当性や市民への説明責任が強化されます。

御所市のように比較的小規模な議会においては、少人数だからこそ議員間の意思疎通や合意形成が重要です。本条は、異なる立場や意見を持つ議員が自由に討議しながら妥協点や共通認識を見いだすことを重視しており、市民にとって「納得感のある意思決定」を保障する基盤を示しています。

22. 委員会の運営

第22条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かすよう適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、議会の閉会中であっても、その所管に係る事務調査等を積極的に行うとともに、政策立案等を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、委員会が議会活動の中核として、市政課題に迅速かつ専門的に対応する役割を持つことを定めています。閉会中も含めて調査研究や政策提言を積極的に行うことで、委員会機能を強化し、市民に開かれた政策形成を実現することを目的としています。

【解説】

1 委員会の専門性と運営（第1項）

委員会は、議会が効率的かつ専門的に審議を進めるための仕組みです。社会経済の変化や地域課題の複雑化に対応するためには、委員会が自らの専門性と特性を活かした運営を行う必要があります。これにより、議会全体の審議の質が高まります。

2 閉会中の活動（第2項）

議会の本会議は定例的に開催されますが、課題はその間も生じます。委員会は閉会中であっても事務調査を行い、必要に応じて現場調査や関係者からのヒアリングを実施することができます。これにより、議会が常に政策課題に対応できる体制が維持されます。

3 政策立案・提言機能（第2項）

委員会は調査を通じて得られた知見をもとに、政策立案等や改善の提言を行うことが期待されています。これにより、議会は「審査機関」とどまらず「政策形成機関」としての役割を果たすことができます。

御所市では少人数の議会が多様な課題に対応しなければならないため、委員会の専門性を生かした活動が不可欠です。本条は、委員会が単なる形式的審査機関ではなく、政策課題に主体的に取り組む組織であることを明示し、市民への説明責任を果たすことにつながります。

23. 議会活動の評価

第23条 議会は、その活動の成果や運営状況について、自己評価とともに市民又は第三者の評価を導入するなど、多角的な評価体制を構築し、その結果を公表するものとする。

【趣旨】

この条文は、議会が自らの活動を検証し、透明性と説明責任を高めるために、自己評価だけでなく、市民や第三者による評価を取り入れることを定めています。多角的な評価を行い、その結果を公表することで、市民に開かれた議会を実現することを目的としています。

【解説】

1 自己評価の実施

議会は、自らの活動の成果や課題を定期的に振り返り、改善点を明らかにする責任があります。自己評価は議会改革の出発点であり、継続的な改善を支える仕組みとなります。

2 市民・第三者評価の導入

議会が自らを評価するだけでは、市民に十分な信頼を与えることはできません。そのため、市民や学識経験者など第三者の視点を取り入れることで、客観性と透明性を高

めることができます。これにより、議会活動に対する市民の理解と信頼が強化されます。

3 結果の公表

評価の結果を市民に公表することは、説明責任を果たすうえで不可欠です。単に評価を受けるだけでなく、その成果や改善点を明らかにし、市民と共有することで、議会の姿勢や改革の方向性を伝えることができます。

御所市のような規模の自治体では、議会活動の見えにくさが課題となりがちです。本条は、議会自らが積極的に評価を行い、その結果を市民に示すことで、「自己改革に取り組む開かれた議会」を目指すものです。

第6章 議会機能の強化

24. 議会の体制整備

第24条 議会は、市長等の事務の執行に対する調査及び監視並びに議会における政策立案等に係る機能を強化するものとする。

2 議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえるなど、必要な技術を活用するものとする。

【趣旨】

この条文は、議会が持つ「調査・監視機能」と「政策立案等に係る機能」を強化し、より実効性のある議会活動を行うことを目的としています。そのために、ICT（情報通信技術）をはじめとする必要な技術を積極的に導入し、効率的かつ効果的な体制整備を図る姿勢を明確にしています。

【解説】

1 調査・監視機能の強化（第1項）

議会は、市長等による事務の執行が適切かどうかを調査し、監視する役割を担っています。これを強化することで、市民の税金が正しく使われているかを確認し、行政の公正性や透明性を確保します。

2 政策立案等に係る機能の強化（第1項）

議会は行政をチェックするだけでなく、市民の声を踏まえて政策を立案する機能も持ちます。政策立案等に係る機能を強化することで、市民にとってより身近で信頼される議会となり、議会発の政策提案が市政を前進させる原動力となります。

3 ICT等の活用（第2項）

議会活動を支えるために、ICTの発達を踏まえた新しい技術の活用が求められています。例えば、議会資料の電子化、リモート会議システム、議会中継の拡充、データ分析の導入などにより、効率的で透明性の高い議会運営を目指します。

御所市のような自治体では、人員や財源が限られているため、効率性と効果を両立することが重要です。本条は、ICT を積極的に取り入れることで議会の体制を強化し、市民に開かれた議会を実現する方向性を明確にしています。

25. 災害時等の対応

第25条 議会は、住民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、住民及び地域の状況を的確に把握するとともに、市長等と協力し、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 議会は、災害時等における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、住民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合に、議会が住民及び地域の状況を的確に把握し、市長等と協力して市民生活の安定及び維持に努めることを定めています。また、災害時等に議会が機能的に活動できる体制整備を求めるものです。

【解説】

1 災害時等における議会の役割（第1項）

災害等が発生した場合、議員は地域の状況や住民の声を把握しやすい立場にあります。議会は、こうした情報を的確に把握し、市長等と協力することで、市民生活の安定と維持に資する役割を果たします。

2 市長等との協力（第1項）

災害対応は、執行機関による迅速な対応が中心となりますが、議会も市民の代表機関として必要な情報共有や支援に努めることが求められます。議会と市長等が適切に協力することで、地域の実情に即した対応につながります。

3 体制整備（第2項）

災害時等に議会が混乱なく活動するためには、平時から連絡体制、情報集約の方法、議会としての対応手順などを整えておく必要があります。本項は、総合的かつ機能的な活動を可能にする体制整備を求めています。

本条は、非常時においても議会が市民の代表機関としての役割を果たし、市民生活の安定に寄与するための基本的な規定です。

26. 議員研修の充実

第26条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

【趣旨】

この条文は、議員が市民代表としての役割を果たすために必要な知識と能力を高めるこ

とを目的としています。特に政策形成や立案能力の向上を重視し、研修の機会を充実させることで、質の高い議会活動を実現することを意図しています。

【解説】

1 議員研修の必要性

地方自治体を取り巻く課題は複雑化しており、人口減少、財政問題、教育や福祉の充実など、多岐にわたります。これらに的確に対応するためには、議員自身が常に学び続け、知識や技能を高めることが不可欠です。

2 政策形成・立案能力の向上

議員は市民の意見を吸い上げるだけでなく、具体的な政策として提案し、条例や施策に結び付ける力が求められます。研修を通じて、政策調査の手法、法制度の理解、財政分析、合意形成の技術などを学ぶことができます。

3 研修の充実と強化

議会は計画的に研修を実施する体制を整え、議員個人に委ねるのではなく、組織として支えることが重要です。外部の専門家を招いた講義、先進自治体への視察、シミュレーション研修などを取り入れることで、研修の実効性を高められます。

御所市のように少人数の議会では、議員一人ひとりの能力が議会全体の力に直結します。研修の充実、議員個人の成長にとどまらず、議会全体の機能強化と市民への説明責任の向上につながります。

27. 議会事務局の体制整備

第27条 議会は、議会の政策立案等の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制に関する機能の充実を図るよう努めるものとする。

2 議会は、議会事務局の体制整備のため、専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図るものとする。

【趣旨】

この条文は、議会事務局の機能を充実させることで、議会が政策立案機能を発揮し、効率的に活動できる体制を整えることを目的としています。特に、調査や法制の専門的な支援を強化することで、議会の独自性と実効性を高めようとするものです。

【解説】

1 議会事務局の役割（第1項）

議会事務局は、議員活動を支える専門的機関です。調査機能の充実によって、政策課題の分析や資料作成が可能になり、法制機能の強化によって、条例案の起草や法的整合性の確認が円滑に行えます。これにより、議会の政策立案力が高まります。

2 体制整備の方向性（第2項）

議会事務局の体制を強化するため、専門的知識や経験を持つ人材を積極的に活用を図

ることを定めています。例えば、弁護士や研究者、行政実務経験者などの外部人材を活用することによって、議会の調査・立法支援能力を強化することができます。

本条は、議会事務局を「単なる事務支援部門」から「政策と立法を支える専門部門」へと位置付け、市民にとって信頼性の高い議会を実現するための基盤を整えるものです。

28. 議会図書室

第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び図書の充実に努めるものとする。

【趣旨】

この条文は、議員が十分な調査研究を行い、質の高い審議や政策提案を実現するために、議会図書室の整備と資料の充実に努めることを定めています。議会活動の基盤として、議員が必要な情報に容易にアクセスできる環境を整えることを目的としています。

【解説】

1 議会図書室の役割

議会図書室は、議員が調査研究を行うための拠点となる施設です。政策課題や法律、財政、地域社会に関する資料を収集・整備することで、議員の審議や政策立案を支援します。

2 図書・資料の充実

単に図書を揃えるだけでなく、時事的な政策資料、専門書、学術的な知見など幅広い情報を揃えることが重要です。さらに、近年では電子書籍やオンラインデータベースの導入も含め、多様な情報環境を提供することが求められます。

3 調査研究活動への貢献

充実した図書室は、議員が十分な調査を行い、根拠に基づいた質問や提案を行うことを可能にします。これにより、議会の審議の質が高まり、市民にとっても説得力ある意思決定につながります。

本条は、議会図書室を「議員の知的インフラ」と位置付け、調査研究に裏付けられた政策形成を支える重要な仕組みを明文化したものです。

第7章 政務活動費

29. 政務活動費

第29条 議員は、政策立案等を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、御所市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年御所市条例第13号）を遵守しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公平性、透明性の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出しなければならない。

【趣旨】

この条文は、議員が政策立案等や調査研究に用いる政務活動費の適正な執行を確保するために、条例遵守と厳格な報告義務を定めたものです。公平性・透明性を確保し、市民から疑念を持たれないようにすることを目的としています。

【解説】

1 政務活動費の性格（第1項）

政務活動費は、議員が調査研究や政策立案を行うために必要な経費として交付される公費です。私的な利用は一切許されず、御所市議会の条例に基づき、厳格に運用されなければなりません。条例遵守を明文化することで、制度の適正性を担保しています。

2 報告義務と透明性（第2項）

政務活動費は市民の税金を原資としており、その支出は議会が議決した予算に基づいています。そのため、執行状況については領収書などの証票類を添付した報告書を提出し、議長を通じて公開することが義務付けられています。これにより、市民から疑義が生じないよう透明性が確保されます。

3 公平性と市民への責任

政務活動費の使途に疑念が生じれば、議会全体への信頼が揺らぎます。そのため、個々の議員が公平性と説明責任を徹底することは、市民からの信託に応えるうえで不可欠です。

本条は、議員活動を支えるための経費について「適正な執行」と「徹底した説明責任」を義務づけるものであり、市民の信頼を守る基盤を成すものです。

第8章 議員の政治倫理、定数及び報酬

30. 議員の政治倫理

第30条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招くことのないよう、行動しなければならない。

2 議員は、御所市政治倫理条例(平成12年御所市条例第14号)を規範とし、遵守しなければならない。

【趣旨】

この条文は、議員が市民から負託を受けた公職者として、常に高い倫理観を持って行動することを求めています。また、御所市政治倫理条例を規範として遵守することを目的としています。

【解説】

1 市民全体の代表者としての自覚（第1項）

議員は特定の団体や地域の代表ではなく、市民全体の代表です。そのため、自らの行動が市民からどのように受け止められるかを常に意識し、疑念や不信を招かないよう慎重に行動する責任があります。

2 不正な影響力の排除（第1項）

議員はその地位により、行政や地域社会に影響を与える立場にあります。その影響力を不正に利用すれば、市民の信頼を大きく損ないます。本条は「疑惑を招くこと自体」を回避するよう求めており、透明で公正な行動を徹底することを義務付けています。

3 政治倫理条例との関係（第2項）

御所市には「政治倫理条例」が定められており、政治倫理基準、違反行為に対する措置などを具体的に規定しています。本条は、議員の倫理に関する基本姿勢を示しつつ、同条例を規範とし、これを遵守することを明確にしています。

議員と市民の距離が近い御所市では、一つの行動や判断が市民の信頼に直結します。本条は、議員が「市民から常に見られている」という意識を持ち、公正かつ透明な活動を続けることを求めるものです。

31. 議員定数及び議員報酬等

第31条 議員定数及び議員報酬等（以下「議員定数等」という。）の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数等の基準は、人口、財政力及び市の事業課題並びに類似団体の議員定数等と比較検討するとともに、本市固有の地理的条件、地域特性等を考慮し決定するものとする。ただし、議員報酬の額については、御所市特別職報酬等審議会条例(昭和41年条例第5号)に規定する御所市特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。

3 議員定数等を改正する条例に係る議案は、市民の直接請求による場合又は市長が提出する場合を除き、議員定数等の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

【趣旨】

この条文は、議員定数や議員報酬等を改正する際の基本的な考え方と手続きを明らかにしています。単なる経費削減や行財政改革の視点だけでなく、市政の課題や将来の見通し、市民の代表機関としての議会の機能を踏まえた判断を求めています。

【解説】

1 多角的な検討（第1項）

議員定数及び議員報酬等は、財政面の負担だけでなく、議会が十分に機能するかどうかに関結する問題です。そのため、行財政改革の観点だけではなく、市政の現状、将来の課題、人口動向、地域社会の展望を考慮した総合的な判断が必要です。

2 基準の明確化（第2項）

議員定数等を決定する際には、人口規模や財政力、市の事業課題など客観的な指標に基づくとともに、類似団体の議員定数等との比較検討を行うことが求められます。そのうえで、御所市特有の地理的条件や地域特性を考慮することにより、実情に即した決定が可能となります。

3 改正手続（第3項）

議員定数等を改正する条例に係る議案は、市民の直接請求や市長提案による場合を除き、原則として議員や委員会が提出することとされています。また、その際には、基準や改正理由を明確に付す必要があります。これにより、市民に対する説明責任が果たされ、恣意的な改正を防ぐことができます。

御所市のような規模の自治体では、議員定数及び議員報酬等をめぐって「削減すべきか」「維持すべきか」といった議論が起こりやすい状況にあります。本条は、その判断基準と手続きを明文化し、市民に納得感のある意思決定を行うための規範となるものです。

第9章 最高規範性及び見直し手続

32. 最高規範性

第32条 この条例は、議会において最も考慮されるべき規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【趣旨】

この条文は、御所市議会基本条例が議会に関する規範の中で最も考慮されるべき規範に位置付けられることを明示し、他の条例や規則の制定・改廃、または解釈・運用に際して、本条例との整合性を確保することを求めています。これにより、議会運営の一貫性と安定性を確保することを目的としています。

【解説】

1 最高規範としての位置付け

本条例は、議会の役割や活動原則、議員の行動規範などを包括的に定めた基本条例であり、議会に関する他の法規範の指針となるものです。そのため、議会は本条例を最優先に考慮しなければなりません。

2 他の条例・規則等との整合性

議会運営に関する規則や、議員に関わる要綱・内規などは多岐にわたります。それらを制定・改廃する際や実際に解釈・運用する際には、本条例との矛盾や不整合が生じないように調整することが必要です。これにより、議会活動全体の一貫性が確保され、市民に対しても透明で理解しやすい制度設計が実現します。

御所市においても、今後さまざまな制度改正や新しい規則の制定が行われることが想定されます。その際に、本条例を最高規範として基準に据えることで、議会の方向性がぶれることなく、市民に信頼される議会運営を維持できます。

33. 見直し手続

第 3 3 条 議会は、社会経済情勢等の変化、市民の意見等を常に勘案し、議会活動に関する不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

2 この条例を改正する発議がされる場合には、当該発議をする議員は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【趣旨】

この条文は、御所市議会基本条例が固定的なものではなく、社会情勢や市民意見の変化に応じて不断に見直しを行うことを定めています。また、改正の際には理由や背景を丁寧に説明することで、市民に対する透明性と説明責任を果たすことを目的としています。

【解説】

1 不断の評価と改善（第 1 項）

議会基本条例は制定時点の状況を踏まえて作られていますが、社会経済情勢や市民意識は常に変化します。そのため、議会は定期的に自己評価を行い、必要に応じて条例の見直しや運用改善を行う責任があります。

2 条例改正を含めた対応（第 1 項）

単なる議会運営の改善にとどまらず、必要があれば基本条例自体の改正を行うことが想定されています。これにより、基本条例が形骸化せず、常に時代に合った規範として機能することが保障されます。

3 改正発議時の説明責任（第 2 項）

条例改正の発議を行う議員は、その理由や背景を本会議で詳しく説明しなければなりません。これは、市民に対して改正の必要性を明らかにし、透明性の高い議会運営を行うための規定です。

御所市では、人口減少や財政状況の変化など、中長期的に大きな課題が見込まれます。本条は、市民の声や社会情勢を踏まえ、議会自らが柔軟に対応することを制度化することで、「変化に対応できる議会」を保障するものとなっています。御所市議会基本条例

が「制定して終わり」ではなく、「不断に進化する条例」であることを明示し、市民にとって常に有効で信頼できる規範であり続けることを保証する規定です。

34. 施行期日

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、令和8年5月1日から施行する。

【趣旨】

この附則は、御所市議会基本条例の施行期日を定めたものです。条例全体は令和8年4月1日から施行し、広報広聴委員会に関する第13条については令和8年5月1日から施行することを明らかにしています。

【解説】

1 施行期日の原則

本条例は、令和8年4月1日から効力を持ち、議会活動に関する基本的な規範として適用されます。

2 第13条の施行時期

第13条の広報広聴委員会については、設置及び運営に必要な準備期間を考慮し、令和8年5月1日から施行することとしています。